

第2期苫小牧市公共施設等 総合管理計画策定業務仕様書

令和7年3月

苫小牧市

1 業務名

第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画策定業務

2 業務の目的

平成29年1月に策定された苫小牧市公共施設等総合管理計画が令和8年度で計画期間を満了することから、現行計画の実施状況の分析を行うとともに、苫小牧市が所有する公共施設等の全体的な状況を総括的に把握し、苫小牧市を取り巻く現状及び将来の見通しを分析した上で、今後の公共施設等の在り方及びマネジメントに関する基本的な方針等の策定を行うものである。

本業務は、総務省から示されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総財務第152号令和5年10月10日総務省自治財政局財務調査課長通知）に基づき第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

委託契約締結の翌日から令和8年12月28日（月）まで。

4 対象施設

苫小牧市が所有する公共建築物（約550施設）及び道路、橋梁、上下水道、公園等のインフラ施設を対象とする。

5 計画準備

業務を円滑に遂行するため、技術士（総合技術管理部門）又は技術士（都市及び地方計画）の資格を有するものを統括管理技術者と定め、作業の進め方、工程、実施体制等を記した実施計画書を立案し、本市の承認を得ること。

6 業務の内容

本業務は、総務省が地方自治体に対し要請している「公共施設等総合管理計画」として位置付けるものである。

そのため、業務の実施に当たっては、本仕様書のほか「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における記載すべき事項、留意事項等を踏まえ、この指針に対応した計画を作成する。

また、人口推計や公共施設等の中長期的な経費の見込み等の検討を行い、その結果から適正な公共施設等の規模について検討を行う。

なお、業務内容については、様々な状況に応じて実施内容やスケジュールが変わることも予想されることから、あくまで現時点で想定する業務内容とし、変更する場合は、市と受託者で協議して決定する。

【令和7年度業務内容】

(1) 第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画策定の基本方針策定

現行計画の実施状況を分析し、第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画の基本方針を策定する。

(2) 公共施設等の現況調査及び将来の見通し

- ① 苫小牧市が保有する公共施設等の情報や関係資料の活用等により、老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況を調査する。
必要に応じて、本市と協議の上、施設所管課への調査、ヒアリング、現地調査などを行い整理する。
- ② 総人口や年代別人口の今後の見通しについて、苫小牧市総合計画等の人口想定を踏まえて検討する。
- ③ 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に関わる中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）やこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込みについて検討する。

(3) 現況調査結果の整理・分析

- ① 現況調査結果を基に、現計画の図表等を最新化するための根拠となるデータベースの更新を行う。
- ② 現況調査結果を基に、施設等の更新等に関わる費用予測及び経済性、利用性及び機能性などの観点から施設評価を実施する。

(4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する体制及び基本認識

- ① 計画期間
令和9年度から10年間の計画期間として作成する。
- ② 全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策を具体的に記載する。
- ③ 現状や課題に関する基本認識
公共施設等の維持管理・更新等がどの程度可能か。総人口や年齢別人口についての今後の見通し、また、その見通しを踏まえた利用状況を考慮し、公共施設等の数量等が適正規模にあるかなどについて記載する。
- ④ 市民アンケートの設計、集計、分析
公共施設等の利用状況、サービスのあり方、維持管理方針に関する意識等を把握する市民アンケートを実施し、集計分析を行うものとする。
18歳以上の市民を対象とし、抽出は市が行い、受託者へ抽出データを提供する。
アンケート調査に係る一切の費用は委託費に含むものとする。
アンケート調査は、1,200人程度を対象に実施する。

(5) 打合せ

打合せ場所は苫小牧市役所内とし、初回、中間（１）、成果品納入時の全３回とするが、業務遂行上必要な場合は適宜実施する。

(6) 各種検討組織等の運営支援

庁内検討委員会の開催と資料作成及び説明を行う。

会議は１回以上実施すること。

(7) 成果品

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 第２期苫小牧市公共施設等総合管理計画（中間報告書） | ２部 |
| ② 公共施設等現況調査結果資料 | ２部 |
| ③ その他収集したデータ | |

【令和８年度業務内容】

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「現状や課題に関する基本認識」に基づいて、各施設の更新・統廃合・長寿命化をどのように管理していくのか。将来的なまちづくりの視点からの検討と、更新などに際してはPPP、PFIの活用などの考え方について記載する。

計画期間における公共施設の数や延床面積等の数量に関する目標（できる限り数値目標を設定）と以下についての考え方を記載する。

ア 点検・診断等の実施方針

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ウ 安全確保の実施方針

エ 耐震化の実施方針

オ 長寿命化の実施方針

カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

キ 脱炭素化の推進方針

ク 統合や廃止の推進方針

ケ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

コ 未利用資産等の活用や処分に関する基本方針

サ 近隣自治体との広域連携等によるサービス提供

シ 国管理施設との連携に関する方針

ス 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

セ 官民連携に関する基本方針（PPP/PFI等）

(2) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の作成

道路、学校、市営住宅等施設類型ごとにその特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載する。

なお、本市が策定している整備計画等に影響が生じる場合は適宜打合せ等により調整を行うこと。

- (3) 公共施設等総合管理計画の進捗状況等の評価についてPDCAサイクルの推進方針を検討する。
- (4) 打合せ
打合せ場所は苫小牧市役所内とし、初回、中間(3)、成果品納入時の全5回とするが、業務遂行上必要な場合は適宜実施する。
- (5) 各種検討組織等の運営支援
- ① 第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画策定段階及び評価結果等について、議会や住民に対しての情報提供等の資料作成及び運営支援を行う。
 - ② 庁内検討委員会の開催と資料作成及び説明を行う。
会議は3回以上実施する。
- (6) 第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画の作成
これまでの内容を公共施設等総合管理計画として取りまとめる。また、計画の根拠となる資料等を資料編として計画書に取りまとめる。
- (7) 第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画概要版の作成
市民、職員への周知を目的として、第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画の内容を分かりやすくまとめた概要版を作成する。

7 提案上限額

提案上限額は、2年間で14,950,000円(税抜き)を限度とし、令和7年度7,470,000円、令和8年度7,480,000円を限度とする。

8 成果品

(1)

ア	市民アンケート分析結果	必要部数
イ	検討会議資料(毎回)	20部
ウ	第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画	50部
エ	第2期苫小牧市公共施設等総合管理計画概要版	50部
オ	公共施設等現況調査結果	必要部数
カ	その他収集したデータ	必要部数

(2) 上記成果物の電子データ形式

データは直接印刷可能な解像度の完成形のデータ(PDFファイル等)を格納とする。

また、編集が可能であるデータ形式(Ms-Word Ms-Excel Ms-Powerpointなど)で原稿及び添付図面(グラフ、写真など)を納入するものとする。

データは、ファイルごとに整理格納し、電子媒体に書き込んで納品するものとする。

- (3) 成果物及び業務履行のために必要な書類は、適宜カラーで作成するとともに、濃淡を調整し、網掛けで工夫するなど、白黒で複写した際も分かりやすい表現とするものとする。

9 その他

- (1) 本市の地域特性を充分理解し、業務を遂行する。
- (2) 業務の遂行に当たっては、市の担当者と緊密に連携・協議し行うものとする。
- (3) 本委託業務に基づき、作成された成果品に関する著作権の一切の権利は、苫小牧市に帰属する。
- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。
また、業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物納入後に発生した、受託者側の責による不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本事業の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と受託者で協議して決定する。